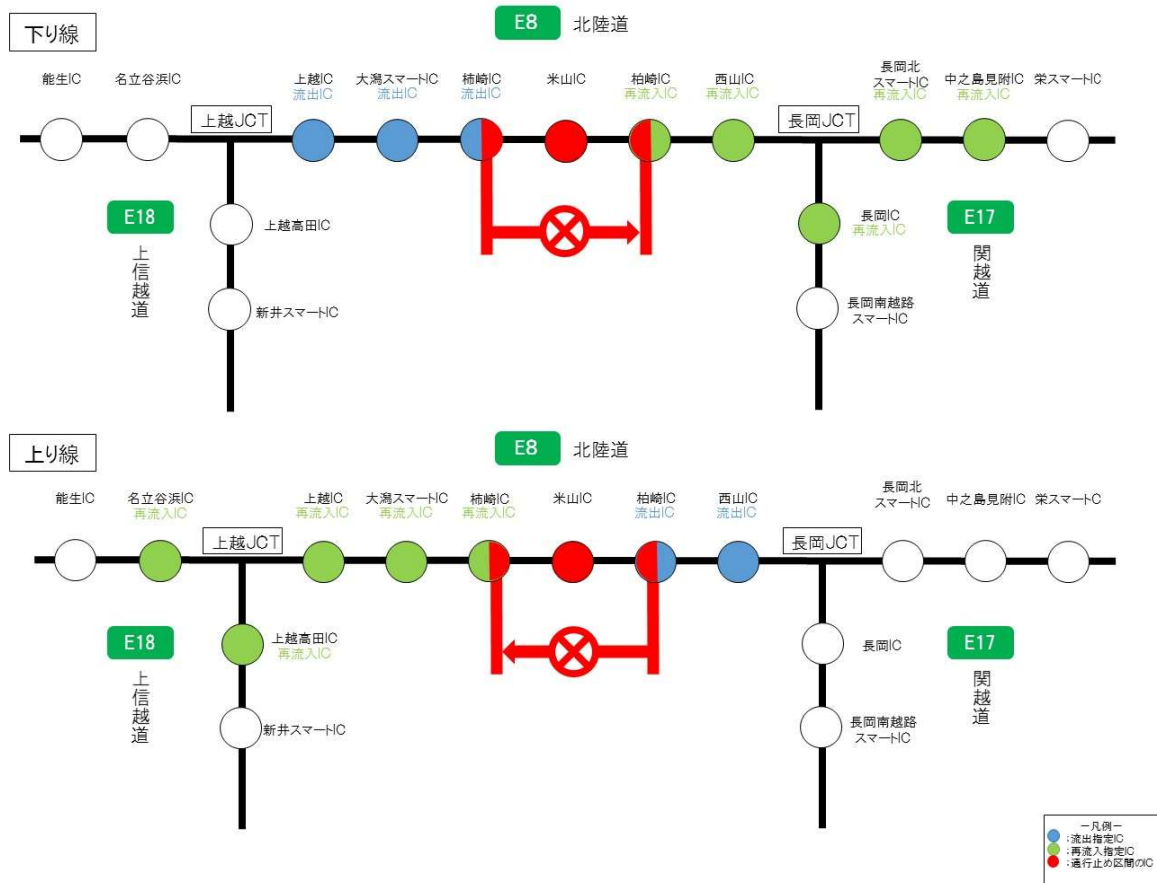


乗継料金調整について(夜間通行止め区間)

乗継料金調整の対象となるICは下図「流出指定IC」、「再流入指定IC」を利用した場合のみとなります。



◆乗継料金調整のご利用方法

《ETCのお客さま》

- ETCをご利用のお客さまは、流出指定ICを無線走行していただき、再流入指定ICも無線走行をお願いします。(ETC車には「乗継証明書」は発行されません)
- 乗り継ぎされた走行を一つの走行とみなして、本来のご走行で適用されるべきETC時間帯割引を適用します。
なお、通行料金は請求時の調整となるため、料金所での料金表示器と異なる場合があります。
- 全行程で同一のETCカードを挿入して、料金所のETCレーンを通行してください。

《現金等のお客さま》

- 現金等でお支払いのお客さまは、流出指定ICで「乗継証明書」をお受け取りのうえ、再流入指定ICで「通行券」をお取りいただき、最初に料金を支払う料金所で「乗継証明書」と「通行券」をお渡しください。

《ETC・現金等のお客さま共通》

- 流出指定ICで流出後、通行止めが解除された場合は、順方向にある通行止め区間内のIC(流出指定ICを含む)から再流入されても料金調整を行います。
- スマートICはETC車のみ利用可能です。